

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、本会法人後見実施要綱第12条の規定により、法人後見運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) 本会の後見業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、本会及び運営委員会が必要と認める事項

(委員構成・委嘱)

第3条 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他本会会長が適任であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任可能とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(情報の公開・管理)

第7条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は本会において処理する。

(報酬及び実費弁償費)

第9条 運営委員会に出席した委員には報酬又は実費弁償費を本会予算の範囲内で支給することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法人後見運営委員会の設置に関する必要な事項は、本会会長が決定する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。